

令和7年度（行橋系浄水）		指 標	水質基準 (mg/L)	行橋浄水場系	行橋浄水場系	行橋浄水場系	行橋浄水場系	行橋浄水場系	行橋浄水場系	行橋浄水場系	行橋浄水場系	行橋浄水場系	行橋浄水場系	行橋浄水場系	行橋浄水場系	備 考
水 質 基 準 項 目				給水栓 4 月	給水栓 5 月	給水栓 6 月	給水栓 7 月	給水栓 8 月	給水栓 9 月	給水栓 10 月	給水栓 11 月	給水栓 12 月	給水栓 1 月	給水栓 2 月	給水栓 3 月	
1	一般細菌	病原生物による	100個/ml以下	0	0											
2	大腸菌	汚染の指標	検出されない	検出されない	検出されない											
3	カドミウム及びその化合物	無機物/重金属	0.003以下													
4	水銀及びその化合物		0.0005以下													
5	セレン及びその化合物		0.01以下													
6	鉛及びその化合物		0.01以下													
7	ヒ素及びその化合物		0.01以下													
8	六価クロム化合物		0.02以下													
9	亜硝酸態窒素		0.04以下													
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン		0.01以下													
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10以下													
12	フッ素及びその化合物		0.8以下													
13	ホウ素及びその化合物		1.0以下													
14	四塩化炭素	一般有機物	0.002以下													
15	1,4 - ジオキサン		0.05以下													
16	シス・1,2 - ジクロロエチレン及びトランス・1,2 - ジクロロエチレン		0.04以下													
17	ジクロロメタン		0.02以下													
18	テトラクロロエチレン		0.01以下													
19	トリクロロエチレン		0.01以下													
20	ベンゼン		0.01以下													
21	塩素酸	消毒副生成物	0.6以下													
22	クロロ酢酸		0.02以下													
23	クロロホルム		0.06以下													
24	ジクロロ酢酸		0.03以下													
25	ジブロモクロロメタン		0.1以下													
26	臭素酸		0.01以下													
27	総トリハロメタン		0.1以下													
28	トリクロロ酢酸		0.03以下													
29	ブロモジクロロメタン		0.03以下													
30	ブロモホルム		0.09以下													
31	ホルムアルデヒド		0.08以下													
32	亜鉛及びその化合物	着色	1.0以下													
33	アルミニウム及びその化合物		0.2以下													
34	鉄及びその化合物		0.3以下													
35	銅及びその化合物		1.0以下													
36	ナトリウム及びその化合物	味	200以下													
37	マンガン及びその化合物	着色	0.05以下													
38	塩化物イオン		200以下	14.6	10.3											
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	味	300以下													
40	蒸発残留物		500以下													
41	陰イオン界面活性剤	発泡	0.2以下													
42	ジェオスミン	カビ臭	10ng/L以下		1.0未満											
43	2-メチルイソボルネオール		10ng/L以下		1.0未満											
44	非イオン界面活性剤	発泡	0.02以下													
45	フェノール類	臭気	0.005以下													
46	有機物(TOC)	味	3.0以下	1.1	1.0											
47	PH値	基礎的性状	5.8～8.6	7.4	7.5											
48	味		異常でないこと	異常なし	異常なし											
49	臭気		異常でないこと	異常なし	異常なし											
50	色度		5.0以下	0.5未満	0.5未満											
51	濁度		2.0以下	0.1未満	0.1未満											

(1)健康に関連する項目：31項目(1～31項目)

(2)生活利用上又は施設管理上障害の生じる恐れのある項目：20項目(32～51項目)

5月の水質検査結果につきましても、異常ありませんでした。(水道法の水質基準に全て適合しています。)